

第 21 期愛知県内水面漁場管理委員会

第 6 回 会 議 議 事 録

令和 4 年 3 月 4 日
愛知県内水面漁場管理委員会委員室



日	時	令和4年3月4日(金)午後1時30分から午後2時10分まで		
場	所	愛知県内水面漁場管理委員会委員室		
議	題	第1号議案	こいの放流等に関する委員会指示について(指示)	
		第2号議案	令和4年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について(協議)	
		報告事項1	令和3年度第5種共同漁業権魚種別増殖実施について	
		報告事項2	漁業権における資源管理の状況の報告について	
出席委員		田村 憲二	林 讓治	中川弥智子
		愛敬 春男	山口 邦夫	高橋 健二
		大内 徳明	宮川 宗記(途中から出席)	
事務局職員			書記長	服部 嘉文
			主 査	柘植朝太郎
			非常勤職員	田中紀代子
農業水産局	水産振興監			岡田 元
	水産課		課 長	岡本 俊治
	〃		担当課長	柴田 晋作
	〃		課長補佐	白木谷卓哉
	〃		課長補佐	堀木 清貴
	〃		主 任	市來 亮祐
	〃		技 師	和地 柚貴

事務局（服部）

開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。
資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、報告事項
1、2の以上6種類でございます。過不足はございませんでし
ょうか。

（資料確認）

それでは、ただ今から第6回愛知県内水面漁場管理委員会会議
を開催します。

最初に田村会長から御挨拶をお願いいたします。

議長（田村）

第6回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたりまして、一
言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、また、行政水産課の皆様には年度末の大変お忙
しい中を当会議に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおりここ2年程コロナに振り回される中で、早くも
3月となりました。コロナにつきましては以前から心配されてお
りましたオミクロン株がまだまだ猛威を振るっておるとい
うこと
でございます、本県に発令されております「まん延防止法重点
措置」が、更に延長されるようございまして、今後とも安全対
策をしっかりとることが必要かと思えます。

県内のアマゴ釣りの状況ですが、早い河川では2月上旬から解
禁をされております。アマゴにつきましては、委員会の事務局の
方で遊漁者数を調べております。一昨年から増加しておるとい
うこと
でございます。昨年は延べ一万一千人余と推定されてお
りま
して、これはコロナによって屋外レジャーが見直された面もあ
ろ
うかと思えますが、遊漁者を増やしたいという漁業関係者の皆
さ
んの努力によるものと思っております。今後とも関係者の皆様
に
は更なる努力をお願いしまして、本県の河川が遊漁者で賑わ
う
事を期待しております。

本日の議題は、議案2件、報告事項2件となっております。

事務局（服部）	<p>今回も前回同様 WEB 併用の会議となっております。円滑な審議に御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興艦（岡田）	<p>水産振興監の岡田でございます。</p> <p>第6回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、3月のお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、ここ数日気温も少し上がってまいりまして春の訪れを感じさせる時期になって来たかなと思っております。</p> <p>前回御紹介いたしました、県の栽培漁業センターで行っておりますアユ種苗生産につきましては、採卵が例年より少し遅れていると申し上げましたが、予定通り1月中下旬に必要量を出荷することができました。また、放流アユの中間育成につきましては、例年、アユ養殖漁協さんに中間育成をお願いしておりますが、今年から「漁業生産組合」に新たに衣替えをされてアユの育成をされておると聞いております。早期放流が行われる3月中下旬頃には昨年度並みのサイズに成長して、立派に育ったアユ種苗の出荷ができる見込みと聞いております。</p> <p>コロナ禍がまだまだ継続する日々ではございますが、なんとかこの状況が改善され、漁業、遊漁を不安なく楽しんでいただける日常が戻ることを期待しまして、挨拶に代えてさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局（服部）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員10名のうち、WEBによる出席3名の方を含め、9名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1</p>

項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。

それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして田村会長に議長をお願いいたします。

議長（田村）

私が議長をつとめますので、よろしくお願いいたします。

では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、林委員、田代委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

ただ今より議事に入ります。

第1号議案の「こいの放流等に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

事務局（柘植）

第1号議案の「こいの放流等に関する委員会指示について」を御説明いたします。

最初に委員会指示について御説明いたします。

1ページを御覧ください。内水面漁場管理委員会は、漁業調整のために関係者に対して水産動植物の採捕に関する制限や、漁場の利用に関する制限などの必要な指示をすることができます。漁業法では第120条第1項、及び第171条第4項で規定されており、罰則の規定もございます。

資料2ページを御覧ください。次にコイヘルペスウイルス病について御説明いたします。この病気はコイに発生するウイルス性疾病で、死亡率が高い病気です。しかし有効な治療法が確立しておりません。そのため、持続的養殖生産確保法で、まん延した場合に養殖水産物に重大な被害をもたらすとして、特定疾病に規定されております。

我が国におきましては、平成15年10月に茨城県霞ヶ浦で、このウイルスが原因とされる大量死が初めて確認されました。本県におきましては、平成15年11月に一宮市の釣り堀で初めて発生が確認されました。これまで、個人所有の池、及び天然河川等で19件の発生が確認されております。この疾病のまん延を防ぐ為、

農林水産省から委員会指示などによるコイの持ち出しや放流の制限を検討するよう指導があったことから、当委員会でも平成16年度より継続して委員会指示を発動しております。

資料の5ページを御覧ください。こちらが現在発動しております「こいの放流等に関する委員会指示」でございます。その内容といたしましては、コイヘルペスウイルス病対策のためコイの放流を制限するものでございます。コイヘルペスウイルス病に対する有効な治療方法が確立されていない状況にあることから、こいの不用意な移動や放流により、コイヘルペスウイルス病の発生やまん延を引き起こす可能性を否定できません。

今回、この指示が3月31日に有効期限を迎えますが、引き続き本委員会の指示が必要と考えております。

3ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。内容につきましては、現行の指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで1年間更新するものでございます。それでは指示案を朗読させていただきます。

(指示案朗読)

本案が御承認いただければ、指示の公報登載日につきましては3月29日を予定しております。

なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承をお願いいたします。

また、県公報で告示して県民に周知することとなりますが、その他に県内の内水面漁業協同組合及び錦鯉団体等へは文書の発送により一層の周知を図る予定としております。

以上でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

議長（田村）	<p>どうもありがとうございました。ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。WEB参加の委員さんも何かございましたらお願いします。</p> <p>内容は現在と同じということですが何か御意見等ございませんか。</p>
委員（高橋）	<p>コイの釣り堀などを、商売でおこなっている店がありますが、そういうところの管理はどのようになっていますか。</p>
水産課（白木谷）	<p>釣り堀等の管理についてですが、もし釣り堀等でコイの変死が出た場合は、水産試験場の方に連絡をいただくことになっております。必要があれば既定の検査をすることになっております。コイヘルペスが疑われる場合は、水産試験場でPCR検査を実施することとなっております。</p>
議長（田村）	<p>コイの釣り堀といいますと、公共用水面でしょうか。コイの釣り堀そのものが敷地内にあるものには適用されないという考えでよろしいですか。</p>
水産課（白木谷）	<p>はい、そのとおりです。</p>
議長（田村）	<p>ありがとうございます。従ってコイの釣り堀の敷地の中で入れるコイについては、特にこの告示の内容には触れないと考えてよろしいですね。</p>
	<p>他によろしいでしょうか。質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんでしょうか。</p>
委員（多数）	<p>（異議無し）</p>
議長（田村）	<p>異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。WEB</p>

	<p>参加の委員の方は画面に向かって挙手をお願いいたします。</p>
委員（全員）	（挙手全員）
議長（田村）	<p>ありがとうございました。挙手全員と認めまして、第1号議案の「この放流等に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に、第2号議案の「令和4年度第5種共同漁業権種別増殖方法及び目標数量について」と報告事項1の「令和3年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」でございますが、この二つの議題につきましては関連があり、第2号議案を協議する際には、報告事項を先に報告させていただくことが必要であると考えております。</p> <p>従いまして、まず報告事項1を事務局から説明いただき、続いて第2号議案を審議したいと思います。御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	（異議無し）
議長（田村）	<p>ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、第2号議案及び報告事項1を一括して上程いたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（柘植）	<p>それでは、報告事項1「令和3年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」御説明いたします。</p> <p>まず、内水面における第5種共同漁業の増殖義務について御説明いたします。</p> <p>資料の1ページを御覧下さい。下線の部分が関係箇所となります。</p> <p>内水面におきましては、漁業法第168条において「内水面における第5種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において増殖を営むこととする」と規定されています。</p>

殖をする場合でなければ、免許してはならない」と規定し、免許権者である内水面漁協に増殖義務を課しています。

その理由といたしましては、内水面は海面と異なり水産資源が限定的であり、また、立地条件から採捕が容易なため、資源が枯渇する恐れが大きく、増殖しなければ漁業が成り立たないという側面がございます。一方、内水面は漁業を専業とする者に比べ、広く周辺住民による採捕や遊漁が多く行われるという、公共的な性格が強い区域に漁業権を発生させることから、増殖を義務としているということでございます。

この増殖義務については、1ページ中ほどから下部のカタカナのイの部分の下線にありますとおり、水産庁長官通知により、漁業権者が計画的に増殖できるように、内水面漁場管理委員会が毎年、増殖目標を漁業権者に示し、かつ県公報で告示することと、漁業権者から増殖実績の報告を求めることとされています。この増殖目標である具体的な数量に関しては、漁場の面積や採捕者数、天然遡上量等のデータを基に当委員会が算出しています。

2ページを御覧ください。令和3年度の増殖実績を漁業権ごとに整理したものでございます。各漁業権の行の上段に増殖目標を、下段に増殖実績を示しております。また、目標数量に達しなかったものにつきましては、グレーの塗りつぶしで示しております。

3年度につきましては概ね目標を達成しておりましたが、内共第6号、第7号及び第15号で目標数量に達しなかったものがございました。目標数量に達しなかった理由について、増殖実績調査結果を基に御説明いたしますので3ページを御覧ください。

まず、内共第6号の種苗放流のアユが目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、天然遡上が多かったため、放流を見送ったとのことでございます。

また、テナガエビの種苗放流でも目標数量に達しませんでした。この理由といたしましては、テナガエビの不漁により種苗の確保ができなかったためとのことでございます。

また、人工ふ化放流のアユが目標数量に達しませんでした。そ

の理由といたしましては、雌アユがほとんど捕れず、必要な卵数が確保できなかったとのことでした。

また、コイ、フナ、ウグイ及びオイカワの産卵場造成が目標数量に達しませんでした。その理由といたしましては、近年の豪雨に伴う水害対策の工事により、従来産卵場造成を行っていた場所が失われ、造成地の選定に時間を要し、時期を逸してしまったものでございます。なお、フナについては造成の代わりに種苗放流を行ったとのことでございます。

次に、内共第7号及び第15号のウナギの種苗放流が目標数量に達しませんでした。その理由といたしましては、第7号につきましては放流日程を延期したところ、種苗供給元の在庫が確保されず、種苗が入手できなかったとのことでございます。また、第15号については種苗単価の高騰により、必要数量が確保できなかったとのことでございます。

これらの目標が達成できなかったものについて、ウナギにつきましては、種苗価格の高騰や種苗不足による入手の難しさによるものでございました。その他の魚種につきましても、近年の豪雨の影響や環境の変化によるものが多く、目標数量に達しなかった組合においては、種苗の入手方法や時期を検討するなど、次年度目標達成に向けて努力すると聞いております。事務局といたしましてはやむを得ないものであったと考えております。

報告事項1「令和3年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」の説明は以上でございます。

議長（田村）

ありがとうございました。ただ今、報告事項1の、令和3年度増殖実績の報告がございましたが、この調査結果につきまして、漁業権の免許権者である水産課として、補足の説明はございますか。

水産課（堀木）

増殖目標を達成していない漁協さんに対しましては、必要に応じて漁協を訪問し、組合長等を対象に増殖義務の履行につき

まして指導させていただいているところでございます。これについては引き続き継続してまいります。

また、令和5年度は漁業権一斉切り替えとなっております。複数年度増殖目標が達成されていない魚種については、漁業権対象から外すことも視野に入れて対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

(宮川委員入室)

議長(田村)

どうもありがとうございました。それでは引き続き、第2号議案について事務局から説明をお願いします。

事務局(柘植)

それでは、次に第2号議案の「令和4年度第5種共同漁業権増殖方法及び目標数量」について御説明いたします。

資料の1ページを御覧下さい。下線の部分が関係箇所となります。目標数量の決定に関しては、水産庁長官通知により、委員会が目標増殖量を決定するに当たり、漁場環境の変化、過去の実績、漁業権者の経済的負担を勘案して決定するよう指導があります。

2ページを御覧下さい。令和4年度の増殖方法及び目標数量を漁業権ごとに示しております。

放流の「アユ」につきましては、漁場適地面積と遊漁者や組合員による資源の利用状況、天然遡上の有無を考慮して目標数量を設定しておりますが、遊漁者数の減少に従い、前年度より目標数量が減少した漁場がございまして、グレーの塗り潰しで示しております。

その他の増殖方法、魚種につきましては、漁場が極端に縮小する等の漁場環境に著しい変化はないことや、目標数量に達しなかった組合も、種苗の入手方法や時期などを検討するなど、目標達成に向けて本年度目標と同程度の増殖を計画しております。また、アユの人工ふ化放流につきましては、本年度目標未達であった両組合とも産卵場の探索を行うなど増殖目標数量の達成に向けて取り組んでいるところでございますが、今後も目標数量に達しない状況が続く場合は、増殖方法や目標数量の見直しも検討してまい

	<p>りたいと考えております。</p> <p>以上のことから、来年度の増殖方法及び目標数量につきましては、アユの放流以外は今年度と同じとしております。</p> <p>なお、今後も増殖目標数量が達成できるように、水産課、農林水産事務所、水産試験場と連携し、必要に応じて現地に赴き指導・助言を行っていきたいと考えています。</p> <p>この案につきましては、御承認いただければ、先ほどの委員会指示同様、3月29日の公報掲載を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議よろしく願いいたします。</p>
議長（田村）	<p>どうもありがとうございました。ただ今の報告事項2の第2号議案の説明につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。WEB参加の委員もよろしいでしょうか。</p> <p>若干ですがアユの目標数量が昨年と異なるようですが。</p>
委員（宮川）	<p>令和4年度のアユの減少について、遊漁者数の減少に伴いという説明だったと思いますが、この昨年に比べて260キロ、2%少しの減少になっておりますが、この数量につきましては取り立てて理由はあるのでしょうか。</p>
事務局（柘植）	<p>2%程度の減少となっておりますけれども、今回提示させていただいた放流のアユの数量は、平成30年から令和2年までの3年間の遊漁者数の平均を反映し、算出したものです。アユの放流量は3年ごとに見直しをしております。前回平成30年度に見直しをし、その後3年間の遊漁者の減少が、放流量に換算すると2%に相当する減少であったという状況でございます。</p>
議長（田村）	<p>よろしいでしょうか。他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。では他に質問もないようですので、この第2号議案を採決することに御異議はございませんでしょうか。</p>

委員（多数）	（異議無し）
議長（田村）	<p>異議なしの声がございましたので、第2号議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。WEB参加の委員もお願いします。</p>
委員（全員）	<p>ありがとうございます。挙手全員と認め、第2号議案の「令和4年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>それでは、次に報告事項2の「漁業権における資源管理の状況について」水産課から説明をお願いいたします。</p>
水産課（柘植）	<p>それでは、報告事項2「漁業権における資源管理の状況等の報告について」御説明いたします。</p> <p>資料の1ページを御覧ください。まず、「1 制度の概要」について説明いたします。</p> <p>先般の漁業法の改正により、漁業権者は漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、一年に一回以上、知事の定める日までに知事に報告しなければならないこととなりました。</p> <p>その内容といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、 漁業権の種類及び免許番号 二、 報告の対象となる期間 三、 資源管理に関する取組の実施状況 四、 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況 五、 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使状況 六、 その他必要な事項、でございます。 <p>また、知事は内水面漁場委員会に対し、漁業権者から報告があったこれらの項目に関して意見を付して、一年に一回以上報告をすることが必要となり、漁業権が「適切かつ有効に活用されてい</p>

ない」場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、指導・勧告を行うこととされました。

これらのことを定めた関係法令については、3ページから4ページに参考として掲載しております。

このため、今回の委員会において、「2 資源管理の状況等および県からの意見」について報告させていただきます。

まず、今年度の報告の対象とした期間でございますが、共同漁業権、区画漁業権ともに令和2年1月1日から令和2年12月31日までとしました。また、報告の期限については、令和3年8月31日と定め、漁業権者へ通知しました。

この報告内容により「資源管理に関する取組」、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使状況」を評価し、漁業権が「適切かつ有効に活用」されているか否かを水産庁が作成した、「海面利用制度等に関するガイドライン」を基に判断しました。その結果を5ページに掲載いたしました。

5ページを御覧ください。

上段に第5種共同漁業権、下段に区画漁業権を示しております。表は左から漁業権番号、漁業権者、資源管理に関する取組状況についての判断結果、こちらは取り組んでいる場合○、取り組んでいない場合×と記載しています。

続いて漁場の活用状況の判断結果、こちらは活用されている場合○、未活用の場合×と記載しています。

次に上段の共同漁業権のみになりますが、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使状況の判断結果、こちらは行使されている場合○、未行使の場合×と記載しています。

そしてこれらを踏まえ「適切かつ有効に活用」されているか否かの判断となりますが、こちらは適切かつ有効に活用されている場合○、指導の必要がある場合×と記載しています。

それでは結果について御説明いたします。

まず「資源管理に関する取組」の状況につきましては、全ての共同漁業権において、漁業権行使規則の遵守や漁具漁法の制限、

一部で増殖目標数量未達成の組合もございましたが、増殖行為自体は実施されており、増殖行為の実施等資源管理に関する取組が実施されていると報告がございました。

また、下段に記載しております区画漁業権においては、漁業権をめぐる漁業紛争は起きておらず、他者の生産活動を妨げる行為、漁場環境に悪影響を与える行為等の報告はございませんでした。

県といたしましても、漁業権に関する漁場紛争等の発生や他者の生産活動を妨げる行為は確認しておりません。また、漁業権対象種の種苗放流や産卵場造成の実施が確認されていることから「資源管理に関する取組」は、すべての漁業権において適切に行われていると判断いたしました。

また、「漁場の活用状況」については、操業日数や遊漁者数、漁獲量を確認したところ、採捕者数が少ない漁業権もございましたが、全ての漁業権漁場が有効に活用されていると判断されました。

ただし、「組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使状況」については、組合員行使権の行使状況を確認したところ、三河湖漁協が漁業権者である内共第18号については、組合員行使権が行使されておらず、有効に活用されていないと判断されました。

以上のことから、内共第18号を除く漁業権につきましては、「適切かつ有効に活用されている」と判断いたしました。また、内共第18号につきましては、遊漁実態がある一方で組合員行使権が行使されていないとの報告がございましたので、組合員行使権の行使実態に関する現地調査を実施し、必要に応じて行使の見込みを聞き取る等、漁業権が有効に活用されるよう助言してまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

議長（田村）

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

1件だけ、組合員行使権の状況のところ、指導をすとの報告がございましたが、そのようなことをやっていただくということ

でよろしいでしょうか。

それでは、御質問等もないようですので、これで本日予定の議題は終了いたしました。委員の皆様お疲れ様でした。

議 長

議事録署名者

議事録署名者

